

対象建築物

次のいずれにも該当する建築物

- 1 市町村が指定した重要な避難路に面するもの
- 2 昭和56年5月31日以前に着工して建築されたもの
- 3 大規模地震により倒壊し、道路の過半を閉塞するおそれのある建築物（下図参照）

< 前面道路幅員が12mを超える場合 >
道路境界からX離れた地点の高さが
($L/2 + X$) を超える建築物

< 前面道路幅員が12m以下の場合 >
道路境界からX離れた地点の高さが
($6m + X$) を超える建築物

